

2017
10
October



CLIENT

H29.10.05 No.313



弊法人からのご連絡事項

- ・税額予測の見方について
～10月20日（金）お申込み分まで無料です
（標準契約の場合）～

P1・2

明日へのヒント

- ・平成28年社会医療診療行為別統計の概況

弊法人からのご連絡事項

- ・設備投資のご予定について
～10月20日（金）までにご回答ください～

P5・6

P3

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・国民年金の改正について

税務トピックス

- ・税務調査のポイント (1)

P7

P4



前月号では、税額予測のメリットやお申込み方法についてお伝えしました。10月20日(金)までに、1月～9月までの月次資料を送付の上、お申込みいただいた場合**無料**となります(標準契約)。是非、お早目にご準備ください。

またご希望の先生には、税額予測の説明に伺いますので、どうぞお申付けください。

今月号では、税額予測の見方についてご紹介します。



平成29年度税額予測計算表 (9月実績)

4000 新宿歯科医院

10月からの予測額(1ヵ月分)		年間合計(予測)
社保収入	2,139,637	25,675,643
国保収入	1,130,045	13,560,537
自費収入	1,031,938	12,383,257
その他収入	73,375	880,499
収入合計	4,374,995	52,499,936
医業原価	614,879	7,378,551
医業経費	2,358,965	28,307,582
経費合計	2,973,844	35,686,133
所得	1,401,151	16,813,803
仮払税金	137,008	1,644,093
消費税課税売上高	13,263,756	

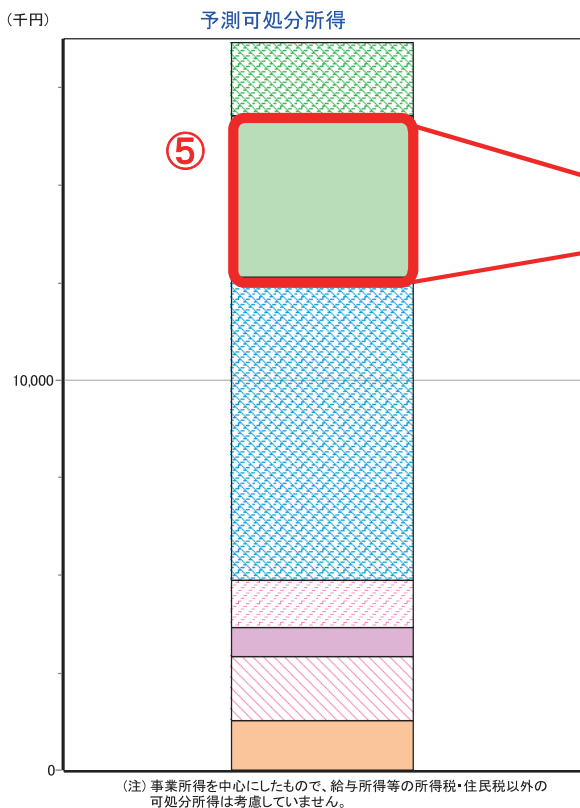
③ 予測医業収入	52,499,936 円
予測医業経費	35,686,133 円
予測医業所得	16,813,803 円
青色申告特別控除	650,000 円
④ 措置法差額	0 円
事業所得金額	16,163,803 円
所得控除	4,450,000 円
(医療費控除等を除き、昨年の実績を採用)	
住民税の所得控除は	4,245,000 円
住宅借入金等特別控除	0 円
(昨年の実績を採用)	

課税所得金額	11,713,000 円 (住民税の課税所得金額は)
住民税額 <平成30年6月以降納付分> (住民)	11,918,000 円 × 10% - 調整額 2,500 円
所得税額	11,713,000 円 × 33% - 1,536,000 円 =
復興特別所得税	(所得税額 特別控除等) × 2.1%
	(2,329,290 円 - 0 円) × 2.1%
予測仮払税金	1,644,093 円 +
他源泉所得税	0 円 =
源泉徴収税額	1,644,093 円
平成30年4月の所得税の納付税額	
所得税額	2,329,290 円 -
特別控除等	0 円 +
復興特別所得	48,915 円

②

POINT ふるさと納税

所得税、住民税から控除を受けられる上限額があります。ご関心がございましたら、担当までお問合わせください。



(注) 事業所得を中心にしたもので、給与所得等の所得税・住民税以外の可処分所得は考慮していません。

減価償却 1,865,332 円

⑤ 利用可能額 4,151,910 円

個人分 7,800,000 円
住宅ローン 1,800,000 円
健康保険・国民年金等 1,200,000 円
その他生活費等 4,800,000 円

事業借入金返済 0 円

住民税 1,194,300 円

納付税額 734,100 円

予定納税額 0 円

源泉徴収税 1,644,093 円

消費税 (中間含む) 1,289,400 円

⑥

予測納税額

所得税 [復興特別所得税含む]	734,100 円
住民税	1,194,300 円
消費税	1,289,400 円

■ 対象

税額予測の対象は、開業2年目以降の個人医院です。
 ※医療法人の税額予測は、各法人の決算前に行います。（理事長個人は対象外です）

■ 費用

- (1) 標準契約で10月20日(金)までのお申込み：**無料**
 - (2) 標準契約で10月21日(土)～10月31日(火)までのお申込み：5,400円(税込)
 - (3) セルフマネジメント契約の場合で10月31日(火)までのお申込み：10,800円(税込)
- ※11月1日(水)以降は、税額予測のお申込みを受けいたしませんので、ご了承ください。

■ 申込方法

- (a) 税額予測の申込書
- (b) 1月～9月までの月次資料
- (a) をFAXの上、(b) を郵送してお申込みください。

2017/08/29

11,918,000 円)

税における寄附金の税額控除は考慮外)

+ 均等割 5,000円 = 1,194,300 円

2,329,290 円

0.000 % = 48,915 円

預金 1,000,000 円

源泉徴収税額	- 1,644,093 円	-	0 円 =	-	734,100 円
源泉徴収税額			源泉徴収税額		

※措置法26条：適用なし
 平成31年分消費税予測 課税 免税

審	理	担	当

◆税額予測の解説

- ① 1月～9月までの実額の収入と経費等の平均額から、1ヵ月当たりの予測額を載せています。この予測額よりも所得が大きくなった場合には、税額も予測より増えます。
 - ② 1年間の消費税の課税売上高(予測)です。1,000万円を超える場合は、平成31年が課税事業者になります。
 - ③ 年間の収入、経費、所得の予測額です。
 - ④ 措置法26条※が適用になる場合は、ここに金額が表示されます。金額が大きいほど、税制上有利になります。
 - ⑤ 利用可能額は、予測計算で算出された院長の所得から生活費を差し引いた金額です。
 - は、生活費以外に使えるお金があることを意味します。
 - は、生活費だけで他に使えるお金はないことを意味します。
 - ⑥ 予測納税額は、来年3月以降に納める税額です。△(マイナス)の場合は、還付される金額です。
- ※措置法26条とは、医業又は歯科医業を営む個人の各年における社会保険診療報酬が、5,000万円以下であり、かつ全体の収入金額が7,000万円以下であるときは、実際の必要経費額に代えて、概算経費額を計上することができる規定です。

税額予測に関するご質問は、担当までお問合わせください。
 日本クリアス税理士法人 医療事業部
 お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

平成30年・31年の消費税等の申告に関して、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

つきましては「設備投資に関するお問合せ」を同封いたしましたので、ご記入いただきFAXにてご回答ください。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、10月20日(金)までに回答をお願いします。

注意点

歯科医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。

FAX : 03-3224-2874

設備投資に関するお問合せ

期限 平成29年10月20日(金)

来年度の消費税及び所得税の申告に関連して、簡易課税、税額控除等の判定を行う必要がございますので、設備投資の予定についてご回答をお願いいたします。

- ①購入価格又はリース総額が100万円以上の器材、又は車の購入予定
- ②器材、又は車の売却予定
- ③診療所の改装、又は移転の予定
- ④自宅の購入、又は買い替えの予定

〔記載例〕

ユニット買換え	2台	400万～500万円	平成30年ゴールデンウィーク頃
レセコン	リース	300万円位	夏頃
車買換え		500万円位	秋頃
改装		600万円位	正月休み中
自宅を購入予定		金額未定	平成30年中に購入予定

4000 赤坂歯科医院 御中

平成30年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

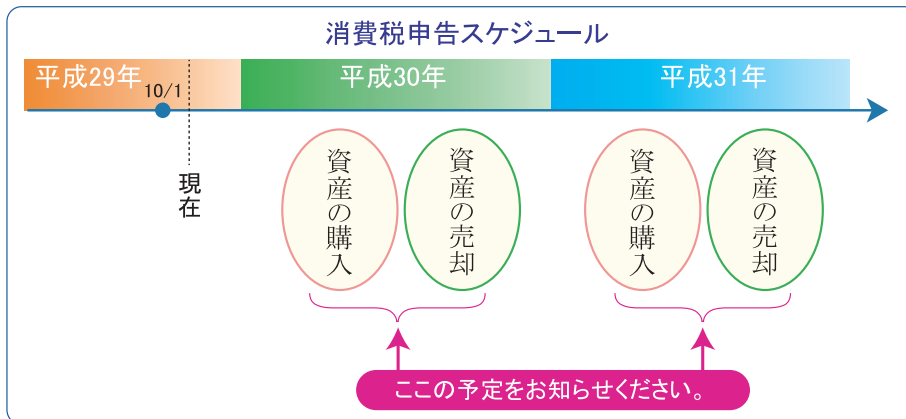
平成31年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

○ 予定している場合には恐れ入りますが計画(内容、金額、時期等)をお知らせ下さい。

日本クレアス税理士法人 医療事業部
〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-12 NBF赤坂山王スクエア2階
TEL 03-3224-2873 FAX 03-3224-2874

F282-F226-00: XVD

1007840-001



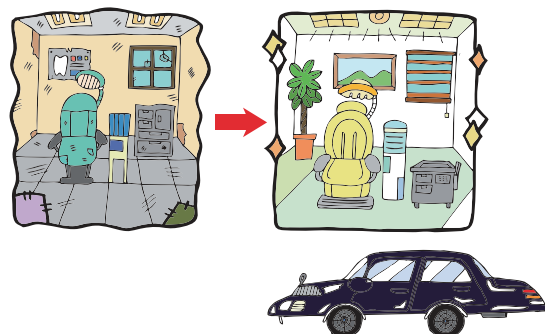
医院の改装や移転・資産の購入

医院の改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、何百万円～何千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。

今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響いたしますので、併せてお知らせください。

自宅の購入・買替

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。



設備投資についてご不明点がございましたら、担当までお問合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

8月23日（水）に、税務調査についての基礎知識から調査における重要論点、事例から見る傾向と対策などを解説したセミナーを開催しました。セミナーの概要を数回に分けてお伝えいたします。

■ 税務調査への心構え

「税務調査」と聞くと、身構える人も少なくないでしょう。特に医療機関は黒字申告の割合が多いため、税務当局としては好況業種として常に注目していると思われます。

課税当局が税務調査を行いたいと考えた場合、日時を確保するため確定申告の作成を依頼している税理士に連絡をします。その後、税理士と課税当局で日程調整をして調査日時を決めます。

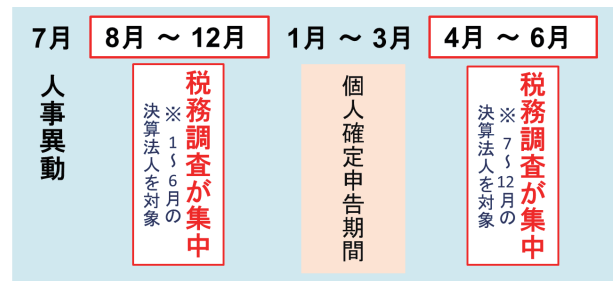
医院の規模による違いはありますが、通常の税務調査の場合、税務職員が1~2名くらい医院にやってきて、1~2日ばかりで行います。ただし、患者さんへの漏えいやその他諸事情を勘案して、医院以外の自宅や顧問会計事務所でも対応することもできます。

■ 税務調査が集中する時期

国税庁課税当局の事務年度は、右図のように7月から6月です。これを区切りとして1年間が動きます。

8月~12月および4月~6月の間に税務調査が集中します。1月~3月は個人の確定申告があるため、調査件数は大幅に減少する傾向にあります。

【年間課税当局スケジュール】



■ 税務調査で用意すべき書類

調査にあたっては事前の準備が欠かせません。懸念される点としては、納税者側の資料不足により課税認定されてしまうことです。そうした事態を避けるために、事前準備は怠らないようにしたいものです。顧問弁護士と事前に打合せをして、内容を含めチェックしましょう。以下、主にご用意していただきたい書類です。

◇主にご用意いただきたい書類

出納帳関係	窓口現金出納帳、現金出納帳、日計表、総勘定元帳など
保険診療関係	社会保険決定通知書、国民健康保険決定通知書など
技工・材料関係	購入又はリースとした医療機械の請求書、技工指示書など
経費関係	経費の領収書、リース契約書など
人事関係	タイムカード又は出勤簿、扶養控除等申告書など
契約書関係	リース、家賃等の契約書、MS法人との契約書など



特に気を付けたいポイントは、「保険外収入」「雑収入」「家事費の按分」などです。

「保険外収入」は保険適用外の診療の収入金額や計上時期が適切であるか、「雑収入」は診療に関する収入以外のものが適切に計上されているか、「家事費の按分」はプライベートな支出が経費に計上させていないか、そうしたところが見られます。

次号では、税務調査で指摘されやすいポイントについて解説いたします。

税務調査に関するご質問は、担当までお問合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

平成28年 社会医療診療行為別統計の概況

厚生労働省は「平成28年 社会医療診療行為別統計」を今年7月に発表しました。そのなかの「歯科診療」の統計結果は、歯科の1件当たり点数は1,237.9点で、平成27年に比べ9.9点、0.8%増加していることが分かりました。また、1日当たり点数は680.0点で、平成27年に比べ12.9点、1.9%増加しています。

(1) 社会医療診療行為別統計とは？

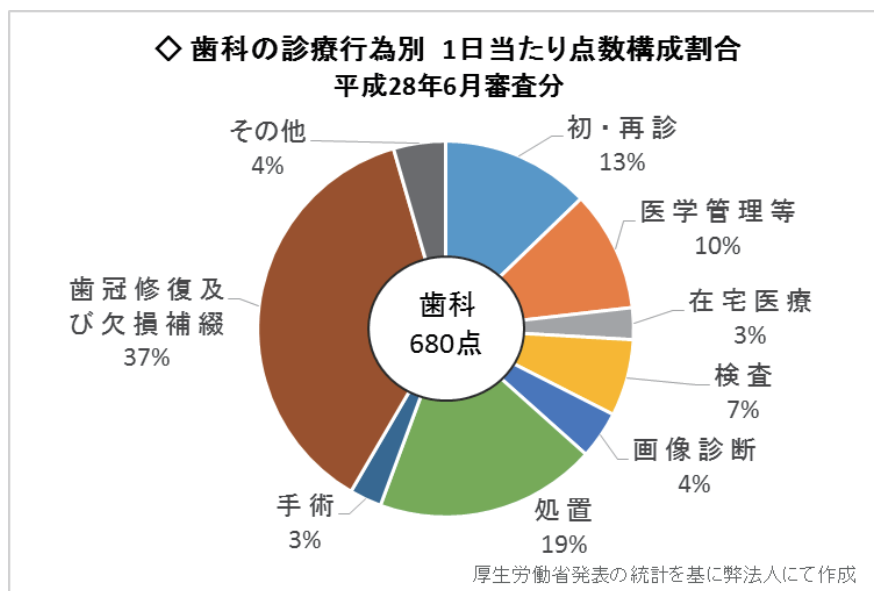
社会医療診療行為別統計とは、医療保険制度における医療の給付の受給者に係る診療行為の内容、傷病の状況などを明らかにするために厚生労働省が実施している調査です。

平成28年分の調査は、全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に提出され、平成28年6月審査分として審査決定された医療保険制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のうち、「レセプト情報・特定健診等情報データベース」に蓄積されているもの全てを集計対象としています。

(2) 診療行為の状況

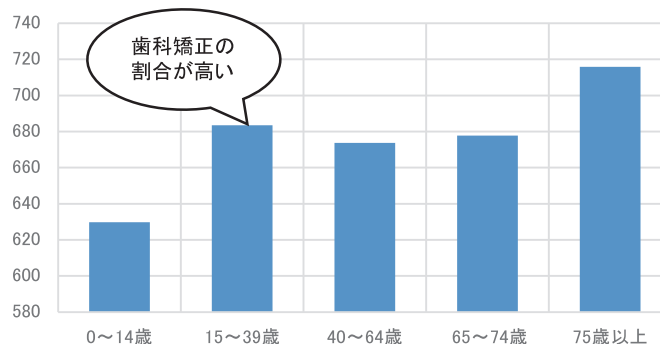
■ 1日当たり点数について

1日当たり点数は680点で、前年の平成27年に比べ12.9点、1.9%増加しています。診療行為別にみると、「歯冠修復及び欠損補綴」253.5点（構成割合37%）が最も高く、次いで「処置」130.1点（同19%）、「初・再診」87.4点（同13%）の順となっています。



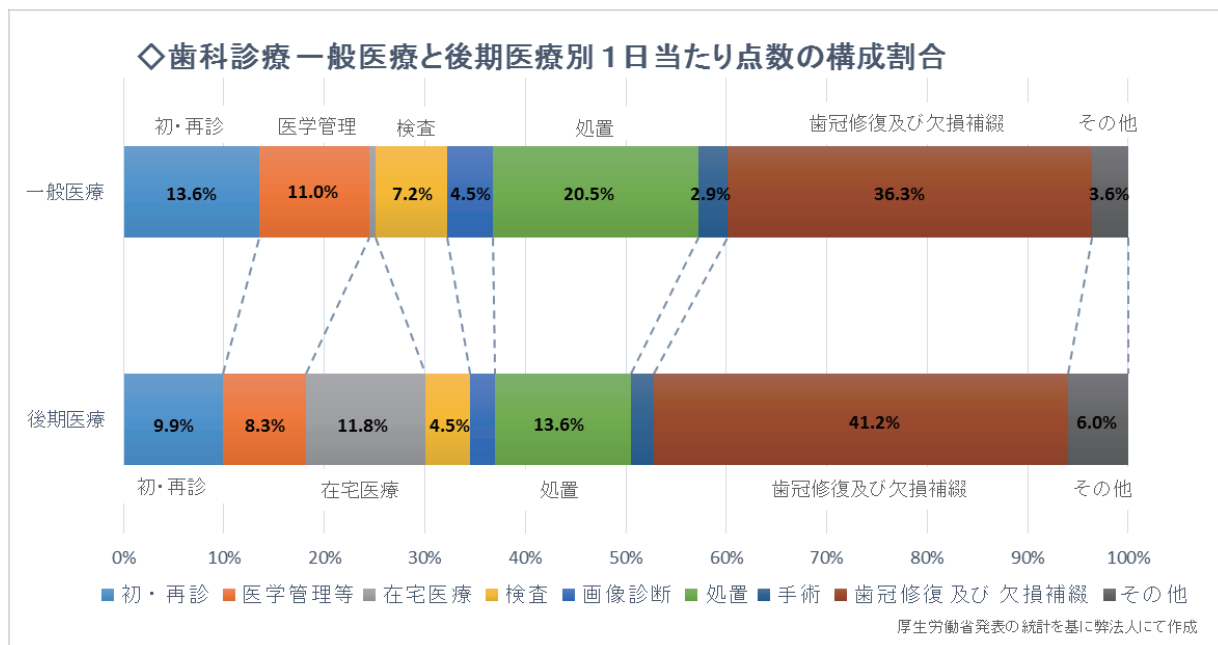
年齢階級別の1日当たり点数は、「75歳以上」715.8点が最も高く、次いで「15～39歳」683.5点となっており、「0～14歳」629.7点が最も低くなっている。「15～39歳」が2番目に高いのは、歯科矯正の割合が他の年齢階級と比較して高いためと思われます。

◇ 歯科診療 年齢階級別 1日当たり点数



■ 一般医療と後期医療の比較

診療行為別の構成割合をみると、後期医療は、一般医療と比べ「在宅医療」及び「歯冠修復及び欠損補綴」の割合が高く、「処置」の割合が低くなっています。75歳以上の後期高齢者になると、通院することが困難になるため、在宅医療が一般医療に比べ多くなっているようです。



(3) 歯科診療 10年前との比較

社会医療診療行為別統計の2006年と2016年のデータを比較してみると、診療行為のなかで、在宅医療やリハビリテーションの伸びが著しいことが分かります。一方、歯冠修復及び欠損補綴は、2割減となっています。

◇ 歯科の診療行為別点数 平成18年と28年の比較

診療行為	平成18年	平成28年
初・再診	146.5	159.1
医学管理等	126.9	129.1
在宅医療	9.1	34
検査	78.2	82.1
画像診断	46.7	51
投薬	22.3	16.3
リハビリテーション	0.1	17.2
処置	198.5	236.8
手術	42	34.3
歯冠修復及び欠損補綴	572.5	461.6
歯科矯正	1.4	2.1
入院料等	7.3	8.7
その他	4.3	5.8

(単位：千円)

在宅医療は、10年前の約4倍に増加している。

リハビリテーションは、10年前の約170倍に増加している。

歯冠修復及び欠損補綴は、10年前の2割減となった。

厚生労働省発表の統計を基に弊法人にて作成

少子高齢化といった社会状況の変化が、診療行為にも反映されていることが読み取れます。今後もこうした状況が続くとみられますので、各世代ごとの特徴をとらえ、適切に診察することが求められています。

記事に関するご質問は、お気軽にお問合わせください。

日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

国民年金の受給について改正があったと聞きましたが、どのように変わったのか教えてください。

Answer

これまでは、65歳から支給される「老齢年金」を受給するためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月1日からは資格期間が10年以上で老齢年金を受給することができるようになりました。



■ 受給手続き

資格期間が10年以上25年未満で、すでに年齢が65歳以上の対象者には7月までに日本年金機構から年金請求書が送付されています。年金請求書に必要事項を記入し、最寄りの年金事務所や年金相談センターの窓口で手続きをします。混雑が予想されますので「ねんきんダイヤル」から予約と、必要書類の確認をお勧めします。ねんきんダイヤル 0570-05-1165

■ 年金の給付額

手続き後「年金証書・年金決定通知書」が送付され、早ければ平成29年10月から支給が開始されます。年金の額は、納付した期間に応じて決まり、10年間の納付では40年納付した方（満額）の概ね4分の1になる見込みです。

■ 遺族基礎年金・遺族厚生年金・寡婦年金

遺族基礎年金と遺族厚生年金は、従来通り死亡した方に25年以上の資格期間があることが受給要件になっています。寡婦年金は、資格期間が25年から10年に短縮されました。

遺族基礎年金※	被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき、死亡した者によって生計を維持されていた、子のある配偶者、子に対して支給される年金。
遺族厚生年金※	被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき、死亡した者によって生計を維持されていた、妻、子、孫に対して支給される年金。
寡婦年金※	第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

※ 記載以外にも、一定の要件があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
電話：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 313号

■発行日：2017年10月5日
■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
■URL：<https://ca-medical.jp>
■お問い合わせ先：電話 03-3224-2873

<国内> 東京/大阪/横浜/千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A